

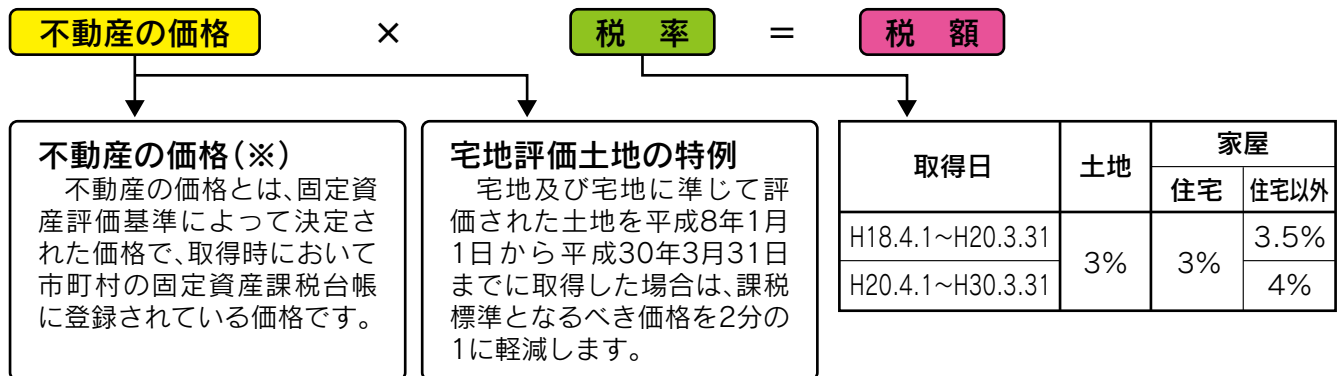
不動産取得税

この税は、登記の有無や有償・無償またはその原因(売買、贈与、交換など)に関わらず、不動産(家屋・土地)を取得した場合に課税される税です。

●納める人

- ・家屋を新築、増築、改築、売買、交換、贈与などにより取得した人
- ・土地を売買、交換、贈与などにより取得した人

●納める額



※不動産の価格とは、現実の売買価格や建築費用の価格ではありません。

家屋が建築された場合(新築や増築等)は、固定資産課税台帳に登録されていないため、固定資産評価基準により、取得したときの価格を調査して決定します。

また、農地法第5条による宅地転用許可を受けた農地の取得等をした場合は、固定資産課税台帳の価格にかかわらず、別途調査をして価格を決定します。

●非課税または免税となる時

次の場合には、不動産取得税は課税されません。

- ①相続により不動産を取得した場合
 - ②土地改良事業または土地区画整理事業の施行に伴い換地を取得した場合
 - ③公共の用に供する道路等を取得した場合
 - ④取得した土地の価格が10万円未満の場合
 - ⑤家屋を建築したときの価格が23万円未満の場合
 - ⑥家屋を売買、交換、贈与などにより取得したときの価格が12万円未満の場合
- ※他にも非課税等となる場合がありますので、詳しくは県税事務所にお問い合わせください。

●申告と納税

申告

家屋または土地を取得した人は、取得したときから60日以内に、取得した不動産の所在市町村を通じて県税事務所に申告することになっています。

納税

提出された申告書等により調査のうえ県税事務所から納税通知書が送付されますので、この納税通知書に定められた期限までに納めることになっています。

住宅および住宅用土地の控除と減額

- ①新築住宅とその土地を取得した場合 P.24をご覧ください。
- ②新築未使用住宅(建売住宅、新築マンションなど)とその土地を取得した場合 P.25をご覧ください。
- ③中古住宅(中古マンション)とその土地を取得した場合 P.26をご覧ください。

新築住宅とその土地を取得した場合の軽減措置について

★新築住宅に係る軽減

要 件	軽減される額	必要な書類等
床面積(住宅用車庫・物置等を含む)が50m ² (賃貸共同住宅は一戸につき40m ²)以上240m ² 以下であること (当該要件を満たす住宅を「特例適用住宅」といいます。)	価格から一戸につき 1,200万円を限度 として控除 (長期優良住宅(※1)を取得した場合は、1,300万円を限度として控除します(※2)。)	1 不動産取得税申告書 2 印鑑 (※3)

(※1) 長期優良住宅とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第7条の規定に基づき「認定通知書」が交付された住宅をいいます。

(※2) 新築年月日及び取得年月日が平成21年6月4日から平成28年3月31日までのものに限ります。

(※3) 長期優良住宅に係る軽減措置の申請をする場合は「認定通知書」が必要です。

★土地に係る軽減

要 件	軽減される額	必要な書類等
次の要件のいずれかを満たすときに軽減されます。 ○土地を取得した人が取得した日前1年以内に、その土地の上に「特例適用住宅」を新築していたとき ○土地を取得した日から2年(平成28年3月31日までの取得は3年)以内に、その土地の上に「特例適用住宅」を新築したとき(※4)	下記A・Bのいずれか多い方の額を税額から減額 A 45,000円 B 土地1m²当たりの価格(※5) × 住宅の床面積の2倍 (200m²を限度) × 3%	1 不動産取得税申告書 2 不動産取得税減額申告書(還付申請書) 3 家屋の登記事項証明書 4 納税通知書 5 印鑑 6 土地の登記の全部事項証明書(住宅新築日以降発行されたもの)((※4)の場合)
(※4): 土地と家屋の取得者が異なる場合 以下の場合が軽減対象になります。 ・土地を取得した人が、「特例適用住宅」の新築のときまで引き続きその土地を所有している場合 ・土地を取得した人がその土地を譲渡し、譲受人が譲渡人の土地の取得から3年以内に「特例適用住宅」を新築した場合	(※5) 平成30年3月31日までに土地を取得した場合は2分の1の軽減をした後の価格となります。	

★計算例(宅地を購入し、住宅と住宅用車庫を新築した場合)

	取得日	面積	評価額	新築日
土地	H26.12.1	220m ²	1,200万円	—
住宅	—	130m ²	1,300万円	H27.3.1
車庫	—	30m ²	100万円	H27.3.1

■軽減前の税額

<土地> 1,200万円 × 1/2 (宅地評価土地の特例) × 3% = 180,000円

<家屋> (1,300万円 + 100万円) × 3% = 420,000円

■軽減後の税額

<土地> A(45,000円) < B(1,200万円 × 1/2 ÷ 220m² × 200m² × 3% ÷ 163,637円)
180,000円 - 163,637円 ÷ 16,300円

<家屋> ((1,300万円 + 100万円) - 1,200万円) × 3% = 60,000円

新築未使用住宅(建売住宅、新築マンションなど)とその土地を取得した場合の軽減措置について

★新築未使用住宅(建売住宅、新築マンションなど)に係る軽減

要件	軽減される額	必要な書類等
床面積(住宅用車庫・物置等を含む)が、50㎡以上240㎡以下であること (当該要件を満たす住宅を「特例適用住宅」といいます。)	価格から一戸につき 1,200万円を限度 として控除 (長期優良住宅(※1)を取得した場合は、1,300万円を限度として控除します(※2)。	1 不動産取得税申告書 2 印鑑 (※3)

- (※1) 長期優良住宅とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第7条の規定に基づき「認定通知書」が交付された住宅をいいます。
- (※2) 新築年月日及び取得年月日が平成21年6月4日から平成28年3月31日までのものに限ります。
- (※3) 長期優良住宅に係る軽減措置の申請をする場合は「認定通知書」が必要です。

★土地に係る軽減

要件	軽減される額	必要な書類等
次の要件のいずれかを満たすときに軽減されます。 ○新築未使用の「特例適用住宅」とその土地を、「特例適用住宅」の新築後1年以内に取得したとき(取得は同時でなくても構いません。) ○土地を取得した人が、取得した日の前後1年の間に、その上にある自己の居住の用に供する新築未使用の「特例適用住宅」を取得したとき	下記A・Bのいずれか多い方の額を税額から減額 A 45,000円 B 土地1㎡当たりの価格(※4) × 住宅の床面積の2倍(200㎡を限度) × 3% (※4) 平成30年3月31日までに土地を取得した場合は2分の1の軽減をした後の価格となります。	1 不動産取得税申告書 2 不動産取得税減額申告書(還付申請書) 3 家屋の登記事項証明書 4 納税通知書 5 印鑑 6 居住を証する書類(新築から1年を超えている場合のみ必要) ※取得した住宅の所在地に住民票がある方は不要です。

★計算例(土地付き建売住宅を購入した場合)

	取得日	面積	評価額	新築日
土地	H26.12.1	220㎡	1,000万円	—
住宅	H26.12.1	130㎡	1,300万円	H26.3.1

■軽減前の税額

〈土地〉1,000万円×1/2(宅地評価土地の特例)×3%=150,000円
 〈家屋〉1,300万円×3%=390,000円

■軽減後の税額

〈土地〉A(45,000円) < B(1,000万円×1/2÷220㎡×200㎡×3%≒136,364円)
 150,000円-136,364円≒13,600円
 〈家屋〉(1,300万円-1,200万円)×3%=30,000円

中古住宅(中古マンション)とその土地を取得した場合の軽減措置について

★中古住宅(中古マンション)に係る軽減

要件	軽減される額	必要な書類等										
<p>次の①～③すべてを満たすときに軽減されます。</p> <p>① 取得した人が自己の居住の用に供すること</p> <p>② 住宅の床面積が50㎡以上240㎡以下であること(住宅用車庫・物置等を含む)</p> <p>③ 次のいずれかに該当すること</p> <p>ア 昭和57年1月1日以降に新築されたもの</p> <p>イ 昭和56年12月31日以前の分譲で、新耐震基準に適合していることが建築士等から証明されたもの(取得の日前2年以内に調査を受けたものに限り)</p> <p>ウ 昭和56年12月31日以前の分譲で、平成26年4月1日以降に取得し、取得した日から6月以内に、耐震改修を行い、新耐震基準に適合していることについて証明を受け、自己の居住の用に供したもの</p> <p>以下、上記(③ウを除く)を満たす住宅を「耐震基準適合既存住宅」といいます。</p>	<p>住宅が新築された時期に応じた住宅の価格から下記の額が控除されます。(※1・※2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>新築年月日</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S57.1.1～S60.6.30</td> <td>420万円</td> </tr> <tr> <td>S60.7.1～H元.3.31</td> <td>450万円</td> </tr> <tr> <td>H元.4.1～H9.3.31</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>H9.4.1以降</td> <td>1,200万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1)昭和56年12月31日以前の分譲に係る控除額は、県税事務所にお尋ねください。</p> <p>(※2)左記③ウに該当する場合は、控除額に税率を乗じて得た額が減額されます。</p>	新築年月日	控除額	S57.1.1～S60.6.30	420万円	S60.7.1～H元.3.31	450万円	H元.4.1～H9.3.31	1,000万円	H9.4.1以降	1,200万円	<p>1 不動産取得税申告書</p> <p>2 居住を証する書類(取得した住宅の所在地に住民票がある方は不要です。)</p> <p>3 家屋の登記事項証明書</p> <p>4 納税通知書</p> <p>5 印鑑</p> <p>6 耐震基準適合証明書等(左記③イ及びウに該当の場合のみ)</p>
新築年月日	控除額											
S57.1.1～S60.6.30	420万円											
S60.7.1～H元.3.31	450万円											
H元.4.1～H9.3.31	1,000万円											
H9.4.1以降	1,200万円											

【宅地建物取引業者の方へ】宅建業者が築10年以上経過した中古住宅を平成27年4月1日以降に取得し、2年以内に耐震化等リフォーム工事を施した上で個人に販売し、当該個人が自己の居住の用に供すること等、一定の要件を満たす場合には、不動産取得税の軽減措置があります。詳しくは、県税事務所にお問い合わせください(なお、当該住宅用の土地に対する軽減措置はありませんのでご注意ください)。

★土地に係る軽減

要件	軽減される額	必要な書類等
<p>次の要件のいずれかを満たすときに軽減されます。</p> <p>○土地を取得した人が取得の日から1年以内に、その土地の上にある「耐震基準適合既存住宅」(※3)を取得したとき</p> <p>○土地を取得した人が取得の日前1年以内に、その土地の上にある「耐震基準適合既存住宅」(※3)を取得していたとき</p> <p>(※3)上記③ウ、又は【宅地建物取引業者の方へ】の内容により軽減の適用をうける住宅を除きます。</p>	<p>下記A・Bのいずれか多い方の額を税額から減額</p> <p>A 45,000円</p> <p>B $\text{土地1m}^2\text{当たりの価格(※4)} \times \text{住宅の床面積の2倍(200m}^2\text{を限度)} \times 3\%$</p> <p>(※4)平成30年3月31日までに土地を取得した場合は2分の1の軽減をした後の価格となります。</p>	<p>1 中古住宅に係る軽減において必要とされている書類等(上記)</p> <p>2 不動産取得税減額申告書(還付申請書)</p>

★計算例(自己居住用として中古住宅とその土地を購入した場合)

	取得日	面積	評価額	新築日
土地	H26.12.1	220㎡	1,100万円	-
住宅	H26.12.1	130㎡	1,300万円	H5.3.1

■軽減前の税額

〈土地〉1,100万円 × 1/2 (宅地評価土地の特例) × 3% = 165,000円
 〈家屋〉1,300万円 × 3% = 390,000円

■軽減後の税額

〈土地〉A(45,000円) < B(1,100万円 × 1/2 ÷ 220㎡ × 200㎡ × 3% = 150,000円)
 165,000円 - 150,000円 = 15,000円
 〈家屋〉(1,300万円 - 1,000万円(平成5年新築に応じた控除額)) × 3% = 90,000円

不動産を取得しました。納税通知書はいつ頃届きますか？
また、いつまでに納めないといけませんか？

通常は不動産の登記から半年程度で納税通知書が届きます。また、

県たばこ税

この税は、製造たばこの消費に対して課税する税で、たばこの代金に含まれています。

●納める人

- ・小売販売業者にたばこを売渡した
 - ・たばこの製造者
 - ・特定販売業者(外国たばこの輸入と販売を行う人で財務大臣の登録を受けた人)
 - ・卸売販売業者(たばこの卸売販売を行う人で財務大臣の登録を受けた人)

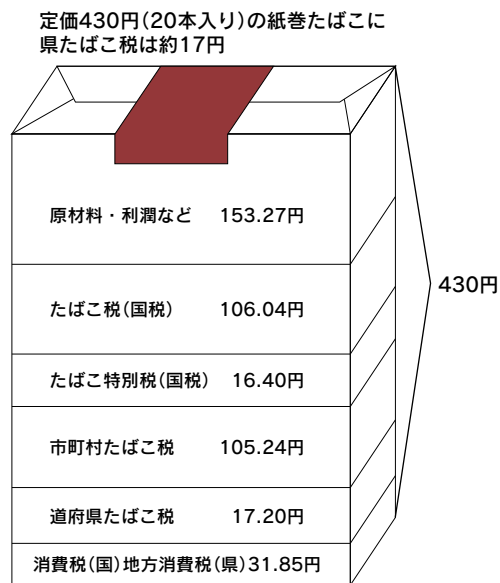
- ・消費者等に対するたばこの売渡し、または消費等をした
 - ・たばこの製造者
 - ・特定販売業者
 - ・卸売販売業者

●納める額

売渡し、消費をしたたばこの本数
 1,000本につき860円
 ただし、旧3級品(エコー、わかば、しんせい、
 ゴールデンバット、バイオレット及びウルマ)は
 1,000本につき411円

たばこ税の内訳(1,000本あたり)

区分	税率
たばこ税(国税)	5,302円
たばこ特別税(国税)	820円
道府県たばこ税	860円
市町村たばこ税	5,262円
計	12,244円



平成27年度の地方税法改正により、旧3級品の特例税率は、次のとおり段階的に廃止することとされました。(1,000本あたり)

	現行	H28.4.1~	H29.4.1~	H30.4.1~	H31.4.1~
たばこ税(国税)	2,517円	2,950円	3,383円	4,032円	5,302円
たばこ特別税(国税)	389円	456円	523円	624円	820円
道府県たばこ税	411円	481円	551円	656円	860円
市町村たばこ税	2,495円	2,925円	3,355円	4,000円	5,262円
計	5,812円	6,812円	7,812円	9,312円	12,244円

●申告と納税

たばこの製造者
 特定販売業者
 卸売販売業者 } は、毎月分をまとめて翌月末日までに申告して納めます。
 (3ヶ月分をまとめて申告する特例があります)

●取扱県税事務所

福岡県博多県税事務所 課税第3課

〒812-8542 福岡市博多区博多駅東1丁目17番1号 福岡県福岡東総合庁舎
 TEL:092-473-8313

たばこは県内で買ひましょう!

県たばこ税は、たばこが買われた県の収入となってみなさんの暮らしに役立てられます。

ゴルフ場利用税

この税は、ゴルフ場の利用に対して課税する税です。

●納める人

ゴルフ場を利用した人(利用料金といっしょにゴルフ場の経営者を通じて納めることになっています。)

●納める額

等級	税率 (1人1日)	等級決定基準(1人1日の利用料金)	
		18ホール以上のゴルフ場	18ホール未満のゴルフ場
1級	1,200円	12,000円を超えるもの	
2級	1,100円	7,000円を超え12,000円以下のもの	
3級	1,000円	6,000円を超え7,000円以下のもの	
4級	900円	5,000円を超え6,000円以下のもの	
5級	800円	4,500円を超え5,000円以下のもの	
6級	700円	3,500円を超え4,500円以下のもの	
7級	600円	3,000円を超え3,500円以下のもの	3,000円を超えるもの
8級	500円	3,000円以下のもの	2,500円を超え3,000円以下のもの
9級	400円		2,000円を超え2,500円以下のもの
10級	300円		1,500円を超え2,000円以下のもの
11級	200円		1,500円以下のもの

※この表において「利用料金」とは、非会員の平日のグリーンフィーと、グリーンフィー以外の料金で利用者の意思にかかわらず徴収される料金の総額をいいます。

○次の場合には、ゴルフ場利用税の非課税措置が受けられます。

- ①18歳未満の者による利用
 - ②70歳以上の者による利用
 - ③障害者による利用
 - ④国民体育大会のゴルフ競技への参加選手による利用
(国民体育大会及び同予選会の競技としてゴルフ場を利用する場合に限りです。)
 - ⑤学校教育法第1条に規定する学校の学生、生徒及び引率する教員による利用
(保健体育科目の実技または公認の課外活動としてゴルフ場を利用する場合に限りです。)
- なお、利用時には該当要件を証する書類等の提示等の手続きが必要となります。

○次の場合で、一定の要件に該当するゴルフ場については、税率が1/2となります。

- ①早朝または薄暮における利用
- ②(公財)日本ゴルフ協会または九州ゴルフ連盟が主催する競技会による利用
- ③国民体育大会の公式練習による利用

●申告と納税

ゴルフ場の経営者が、毎月分を翌月末日までに申告と同時に納めることになっています。

●市町村への交付

県に納入されたゴルフ場利用税の7/10相当の金額は、そのゴルフ場所在の市町村に交付されます。

●取扱県税事務所

ゴルフ場利用税と軽油引取税(P.34)を取り扱う県税事務所は、軽油引取税のページ(P.35)に掲載しています。

自動車取得税

この税は、自動車の取得に対し、課税される税です。

●納める人

県内に主たる定置場のある自動車(特殊自動車・二輪車を除く)を取得した人
ただし、ローンで購入した自動車で売主が所有権を留保している場合は、買主が取得者とみなされます。

●納める額

軽自動車	取得価額の2%	
軽自動車以外の自動車	営業用	取得価額の2%
	自家用	取得価額の3%

※自動車の取得価額とは？

自動車を取得するためにその対価として支払うべき金額で、自動車に付加して一体となっているもの(例えばラジオ・ステレオ・エアコンなど)の価額は含まれますが、スペアタイヤ・シートカバー・マット・標準工具などの付属物の価額は含まれません。また、無償で自動車をもたらした場合や、親類から自動車を安くもらった場合など、通常取引価額に比べて低い価額で取得したときは、通常取引価額が取得価額となります。

●特例措置(その1:エコカー減税・中古車特例)

(その1)と(その2)は選択適用

○電気自動車等

区分	車両総重量	排出ガス要件	燃費要件	取得時期	新車区分	軽減内容
電気自動車 (燃料電池車含む)	—	—	—	平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日	新車	非課税
					新車以外	取得価額から 45万円控除
天然ガス自動車	—	平成21年(※)基準より Noxを10%低減達成	—		新車	非課税
					新車以外	取得価額から 45万円控除
プラグイン ハイブリッド 自動車	—	—	—	新車	非課税	
				新車以外	取得価額から 45万円控除	

(※)車両総重量3.5t超12t以下は平成22年

○乗用車

区分	車両総重量	排出ガス要件	燃費要件	取得時期	新車区分	軽減内容
ガソリン 乗用車	—	平成17年基準より Noxを75%低減達成 (☆☆☆☆)	平成32年度基準 +20%達成 (平成22年度基準 +80%達成(※))	平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日	新車	非課税
			平成32年度基準 +10%達成 (平成22年度基準 +65%達成(※))		新車以外	取得価額から 45万円控除
			平成32年度基準 達成 (平成22年度基準 +50%達成(※))		新車	税率を 80%軽減
			平成27年度基準 +10%達成 (平成22年度基準 +38%達成(※))		新車以外	取得価額から 35万円控除
			平成27年度基準 +5%達成 (平成22年度基準 +32%達成(※))		新車	税率を 60%軽減
			平成27年度基準 +5%達成 (平成22年度基準 +32%達成(※))		新車以外	取得価額から 25万円控除
ディーゼル 乗用車	—	平成21年規制適合	—	平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日	新車	非課税
					新車以外	取得価額から 45万円控除

(※)平成22年度燃費基準については、JC08モード燃費値を算定していない中古車に限り適用(車検証の備考欄に「平成27年度エネルギー消費効率(JC08モード燃費値)算定未了」と記載)

○バス・トラック

区分	車両総重量	排出ガス要件	燃費要件	取得時期	新車区分	軽減内容
ガソリン バス・トラック	2.5t以下	平成17年基準より Noxを75%低減達成 (☆☆☆☆)	平成27年度基準 +25%達成 (平成22年度基準 +57%達成(※1))	平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日	新車	非課税
			平成27年度基準 +20%達成 (平成22年度基準 +50%達成(※1))		新車以外	取得価額から 45万円控除
			平成27年度基準 +15%達成 (平成22年度基準 +44%達成(※1))		新車	税率を 80%軽減
			平成27年度基準 +10%達成 (平成22年度基準 +38%達成(※1))		新車以外	取得価額から 35万円控除
			平成27年度基準 +5%達成 (平成22年度基準 +32%達成(※1))		新車	税率を 60%軽減
			新車以外		取得価額から 25万円控除	
	2.5t超 3.5t以下	平成17年基準より Noxを75%低減達成 (☆☆☆☆)	平成27年度基準 +15%達成	平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日	新車	非課税
			平成27年度基準 +10%達成		新車以外	取得価額から 45万円控除
			平成27年度基準 +5%達成		新車	税率を 80%軽減
			平成27年度基準 達成		新車以外	取得価額から 35万円控除
			平成27年度基準 +15%達成		新車	税率を 60%軽減
			新車以外		取得価額から 25万円控除	
2.5t超 3.5t以下	平成17年基準より Noxを50%低減達成 (☆☆☆☆)	平成27年度基準 +15%達成	平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日	新車	税率を 80%軽減	
		平成27年度基準 +10%達成		新車以外	取得価額から 35万円控除	
		平成27年度基準 +5%達成		新車	税率を 60%軽減	
		平成27年度基準 達成		新車以外	取得価額から 25万円控除	
		平成27年度基準 +15%達成		新車	税率を 40%軽減	
		新車以外		取得価額から 15万円控除		
ディーゼル バス・トラック (中古車は ハイブリッド自動車 に限る)	2.5t超 3.5t以下	平成21年基準より Nox及びPMを 10%低減達成	平成27年度基準 +15%達成	平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日	新車	非課税
			平成27年度基準 +10%達成			税率を 80%軽減
			平成27年度基準 +5%達成			税率を 60%軽減
			平成27年度基準 達成			税率を 40%軽減
			平成27年度基準 +15%達成			税率を 80%軽減
			平成27年度基準 +10%達成			税率を 60%軽減
	3.5t超	平成21年(※2)基準より Nox及びPMを 10%低減達成	平成27年度基準 +15%達成	平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日	新車	非課税
			平成27年度基準 +10%達成			取得価額から 45万円控除
			平成27年度基準 +5%達成			税率を 80%軽減
			平成27年度基準 達成			取得価額から 35万円控除
			平成27年度基準 +15%達成			税率を 60%軽減
			平成27年度基準 +10%達成			取得価額から 25万円控除
3.5t超	平成21年(※2)規制適合	平成27年度基準 +15%達成	平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日	新車	税率を 80%軽減	
		平成27年度基準 +10%達成			税率を 60%軽減	
		平成27年度基準 +5%達成			税率を 40%軽減	
		平成27年度基準 達成			取得価額から 15万円控除	
		平成27年度基準 +15%達成			税率を 80%軽減	
		平成27年度基準 +10%達成			取得価額から 35万円控除	

(※1)平成22年度燃費基準については、JC08モード燃費値を算定していない2.5t以下の中古車のバス・トラックに限り適用(車検証の備考欄に「平成27年度エネルギー消費効率(JC08モード燃費値)算定未了」と記載)

(※2)車両総重量3.5t超12t以下は平成22年

●特例措置(その2)

(その1)と(その2)は選択適用

○バリアフリー車両

区分	乗車定員	取得時期	新車区分	軽減内容
ノンステップバス	—	平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日	新車	取得価額から1,000万円控除
リフト付きバス	30人以上			取得価額から650万円控除
	30人未満			取得価額から200万円控除
ユニバーサルデザインタクシー	—	取得価額から100万円控除		

○衝突被害軽減ブレーキ搭載トラック等

区分	車両総重量	取得時期	新車区分	軽減内容
衝突被害軽減ブレーキ搭載トラック	3.5t超8t以下	平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日	新車	取得価額から350万円控除
	8t超20t以下			
	20t超22t以下	平成27年4月1日～平成28年10月31日		
衝突被害軽減ブレーキ搭載バス等 (立席のないものに限る)	5t以下	平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日		
	5t超12t以下			
車両安定性制御装置搭載トラック	3.5t超8t以下	平成27年4月1日～平成28年10月31日		
	8t超20t以下			
車両安定性制御装置搭載バス等 (立席のないものに限る)	5t超12t以下	平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日	取得価額から525万円控除	
	3.5t超8t以下			
衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載トラック	8t超20t以下	平成27年4月1日～平成28年10月31日 平成28年11月1日～平成29年3月31日	取得価額から350万円控除	
	20t超22t以下			
衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載バス等 (立席のないものに限る)	5t超12t以下	平成27年4月1日～平成29年3月31日	取得価額から525万円控除	

●非課税または免税となるとき

次の取得については課税されません。

- ①自動車の取得価額が50万円以下であるとき(平成30年3月31日まで)
- ②相続による取得
- ③法人の合併または分割による自動車の取得
- ④割賦販売の自動車で、留保していた所有権を買主へ移転した場合の取得
- ⑤自動車販売業者から取得した自動車の性能が良好でない等の理由で取得の日から1ヵ月以内にその自動車販売業者に返還した場合

●申告と納税

次に掲げる日までに、売買契約書その他の自動車の取得価額を証明する書類の写しを添えて、申告し、納めることになっています。

- 新規登録または使用の届出をすべき自動車を取得した場合 …… その登録または届出のとき
- 移転登録をすべき自動車を取得した場合 …… その登録をすべき事由があった日から15日以内
(その日前に移転登録があった場合は、その登録のとき)

○その他の自動車を取得した場合 …… 取得の日から15日以内

※なお、申告と納税の窓口は、運輸支局・自動車検査登録事務所(P.55)・軽自動車検査協会の近くに設置しています。

●市町村への交付

県に納められた自動車取得税の66.5%相当額を県内の市町村に交付し、28.5%相当額のうち一部を、北九州市と福岡市に交付することになっています。

